6	8番　浦　川　圭　一　議員 ①　都市計画税の使途の明確化について 平成１９年の国会で都市計画税に関する質問がされている。質問主意書で「都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てるため、目的税として課されている地方税である。しかし納税者の立場からは、その使途や受益と負担の関係が必ずしも明らかではなく、固定資産税との違いも見えにくいのが現状であると考える。」との前置きの基、都市計画税に関する種々の質問がなされている。その中で「税の使途を明らかにするのみならず、他事業への流用を防止するためには、都市計画税についての特別会計を設けて、一般財源とは分別管理することが最も確実である。このような特別会計を設けることについての国の見解を伺いたい。」との質問に対して時の政府は「各市町村の判断にゆだねられているものであって、必ずしもその設置を行うべきと認識しているわけではない。」との答弁であった。そこで次について質問する。 （１）町の判断にゆだねられている特別会計の設置については、税の使途を明らかにし、他事業への流用を防止するためにも有効であると思うが、見解を伺う。 ②　一般質問の答弁で今後検討するとされていた事案の検討結果について 先の６月議会において、検討するとされていた、町道西高田線の渋滞改善と南陽台北口に位置するさくら公園の斜面地の対応について質問する。 （１）渋滞改善に資すると考えられる区画線の引き直しについては、長崎県警察本部や県道管理者である長崎県とも協議を行いながら、当該交差点および交差点周辺の交通量や道路幅員の構成などを踏まえ、今後とも検討していくとの答弁であったが検討結果を伺いたい。 （２）４月開館の新図書館来館者の交通量が現状の交通量に上乗せされると思うが、周辺の交通事情に影響を及ぼすことはないと考えているのか見解を伺う。 （３）公園斜面地の対応については、「現状で、つる性の植物、カズラが生えている状況がございますので、まずカズラの撤去、除草をいったんさせていただいて」というくだりが議事録に残っているが、いったんその作業をやられたのか伺う。 （４）これらの対応次第では、来年の予算編成にも影響するものと思っていますが、現時点でこのようにすると決まったものがあれば示していただきたい。 ③　道路におけるＬＥＤ長期継続契約の内容について ＬＥＤ長期継続契約については、令和９年３月１日から令和１９年２月２８日までの１０年間で、予算額９６，８１６，３９０円の範囲内で執行する旨の内容が予算の説明書の中に示してある、次について質問する。 （１）契約金額はいくらで決まったのか、また、その支払いはどうなるのか。 （２）１０年間のリース期間途中で器具の不具合などで修理、取り換えなどの対応が生じた場合の費用負担は町か貸主どちらになるのか伺う。 （３）１０年経過後の器具の取り扱いはどうなるのか。貸主が撤去するとか、町が無償で引き継ぎ管理するとか、契約で定められている対応を示していただきたい。 （４）高田越トンネル内の照明は器具がすべて光を灯しているという状況をほとんど見たことないが、ここの照明も本契約の対象となっているのか伺う。 （５）まなび野２丁目と３丁目の境界にある町道および県立シーボルト校前面の町道に設置してある歩車道両側を照らす灯具が２個設置された街灯についても本契約の対象となっているのか伺う。